

特定家庭用機器の再商品化・適正処理に関する専門委員会の審議経過

(背景)

平成 10 年 6 月に制定された家電リサイクル法は、附則第 3 条において、施行後 5 年を経過した場合の見直しが規定されている。これを受け、平成 18 年 6 月に中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に家電リサイクル制度評価検討小委員会(委員長:細田衛士 慶応義塾大学経済学部教授)を置き、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループとの合同会合において、必要な審議を頂き、本年 2 月に報告書が取りまとめられた。

本報告書において、今後急速に普及が見込まれる液晶テレビ及びプラズマテレビ並びに洗濯機と類似商品となっている衣類乾燥機は、対象要件を満たすため、対象品目として追加すべきと指摘されており、また、再商品化率の在り方については、家電リサイクル法の 7 年間の施行を踏まえ、法定義務率の設定に関しては、リサイクル技術の向上と、消費者が負担するリサイクル費用低減化促進の両面を総合的に判断しながら、検討を行うべきと指摘されている。

これを受け、環境省では、本年 2 月に中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に「特定家庭用機器の再商品化・適正処理に関する専門委員会」(委員長:酒井伸一 京都大学環境保全センター教授)を設置し、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ家電リサイクル制度における品目追加等検討会との合同会合等において、必要な審議を頂いている。

(審議経過)

20 年 2 月 26 日	特定家庭用機器の再商品化・適正処理に関する専門委員会設置
3 月 19 日	第 1 回専門委員会(第 1 回合同会合) 特定家庭用機器廃棄物の品目追加・再商品化等に関する論点及び追加対象となる品目の範囲について審議
4 月 16 日	第 2 回専門委員会 再商品化等基準について審議
5 月 13 日	第 3 回専門委員会 再商品化等基準及び再商品化等と一体として行うべき事項について審議
5 月 22 日	第 4 回専門委員会(第 2 回合同会合) 中央環境審議会専門委員会(第 2 ~ 3 回)におけるこれまでの議論及び再商品化等基準に関する必要な検討事項について審議